

平成 26 年 10 月 7 日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代表者 代表取締役 執行役員社長 二宮 榮規
(コード番号 4366 東証第 2 部)
問合せ先 管理部長 南 修一
TEL(06)6911-9310 (代表)

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 12 日に訴訟を提起され、本日付にて訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および訴訟提起に至った経緯

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等が、当社が国内で製造・販売した製品を海外に輸出した商社と当社をそれぞれ別訴で被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

被告商社訴訟においては、第一審の東京地方裁判所の判決（平成22年7月）で請求が棄却されましたが、第二審の東京高等裁判所の判決（平成25年2月）では、請求が変更され全体（計5件）で約8億86百万円の認容額となり、現在最高裁判所で係争中です。

また、当社を被告とする訴訟においては、平成25年5月27日に東京地方裁判所にて請求を棄却する判決が下されましたが、原告らはこれを不服とし、平成25年6月11日に東京高等裁判所へ控訴し、平成26年4月14日に結審しました。

今般、被告商社が、本件船舶火災に関して当社が販売した製品が船舶火災の原因になったとして当社に対し損害賠償請求の訴訟を提起したものです。

2. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 裁判所： 大阪地方裁判所
- (2) 年月日： 平成26年9月12日

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 会社名： DKSHジャパン株式会社
- (2) 本店所在地： 東京都港区三田3-4-19
- (3) 代表者氏名： 代表取締役 ペーター・ケメラー

4. 訴訟の内容

- (1) 被告（当社）は、原告に対して、金13億3870万106円およびこれに対する平成26年9月12日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告（当社）の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、これまでお知らせしてきましたとおり、当社製品については、原告を通じて、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、当社の法的責任などについても明らかではありません。また、当社としても、当社の法的責任の有無などについて十分に確認できておらず、現時点では本訴訟の帰結につき予測することはできません。

今後、裁判を通じて、本件船舶火災に関する事実関係および法律関係を明らかにするために、当社の立場を主張していくことで、当社の本件係争における法的な立場を明らかにしていきたいと考えております。

なお、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響は不明です。

今後、開示すべき事実等が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上